

## バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

既存住宅のバリアフリー改修を支援するため、一定のバリアフリー改修工事を行った住宅について固定資産税を減額する制度があります。

### 1 減額される家屋の要件

家屋の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・新築から10年以上経過した住宅であること</li><li>※賃貸住宅は制度の対象外</li><li>※併用住宅は居住部分が2分の1以上あるもの</li><li>・改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下であること</li></ul>
居住者	<p>次のいずれかの方が居住していること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・65歳以上の方</li><li>・要介護認定又は要支援認定を受けている方</li><li>・障害（地方税法施工令第7条該当）のある方</li></ul>
工事の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金を除く自己負担が50万円(税込)を超えていること</li><li>・次の工事を令和13年3月31日までに完了すること</li></ul> <p>(1) 廊下の拡幅 (2) 階段の勾配の緩和 (3) 浴室の改良 (4) 便所の改良 (5) 手すりの取付け (6) 床の段差の解消 (7) 出入口の戸の改良 (8) 床表面の滑り止め化</p>

### 2 減額される内容

改修工事が完了した年の翌年度分について、当該家屋の床面積100㎡までの固定資産税を3分の1減額します。

### 3 申告の手続き方法

改修工事の完了後、**3か月以内**に以下の書類を税務課まで提出してください。

- (1) バリアフリー改修工事による固定資産税減額申告書
- (2) 工事請負契約書
- (3) 改修工事の内容を確認できる書類
  - ア 工事明細書
  - イ 改修工事前後の写真もしくは 増改築等工事証明書
- (4) 領収証の写し
- (5) 居住者要件が確認できる書類（住民票、保険証、障害者手帳等）
- (6) 補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けている場合のみ）

#### 4 注意事項

- ・「耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度」との併用はできません。
- ・この減額制度は一戸につき一度しか受けることができません。
- ・土地についての減額はありません。

－問合せ先－

〒932-8611

富山県小矢部市本町1番1号

小矢部市 総務部 税務課 資産税担当

電話 0766-67-1760（内線 709、722、726、727）